

お知らせ

令和5年1月分から領収書への押印を省略いたします。

令和3年度の税制改正により、確定申告書類に添付する寄附金の領収書については、押印を要しないこととなりました。本学におきましても、令和5年1月1日より受領した寄附金の領収書への押印を省略させていただきます。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。
(詳細については、下記の国税庁のホームページをご覧ください。)

○税務署窓口における押印の取り扱いについて：

[税務署窓口における押印の取扱いについて | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)